

E P O C 会 則

(名称)

第1条 本会の名称は、江別パソコン利用研究会(略称 E P O C)
(Ebetsu Personal computer Users Club) とします。

(事務局)

第2条 本会の運営を円滑にするため、別に定めるところに事務局を置きます。

(目的)

第3条 パソコン等の情報機器の利用技術、活用方法等について研究し、会員の情報活用能力向上を目指すとともに、その成果を地域社会に還元し、地域情報化に貢献することを目的とします。

(活動)

第4条 本会の目的を達成するために、以下のような活動を行います。

- (1) パソコンの利用技術、活用方法についての研究と開発
- (2) 地域社会に役立つ情報処理システム・情報通信システムの研究と開発
- (3) 会員による情報交換、意見交換のためのセミナー、交流会の開催
- (4) 会報の発行
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 次の条件を満たす方なら、どなたでも入会いただけます。

- (1) 本会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加できる方
- (2) 江別市在住者または職場・勤務先・通学先等が江別市内にある方

(会費)

第6条 会員は、次の区分にしたがって会費を納入しなければなりません。

- (1) 一般会員 年会費 2,000円
- (2) 年少会員(満18歳未満または高校生以下) 年会費 1,000円

(入退会)

第7条 本会に入会しようとする者は入会申込書をもって事務局に申し出ることが必要です
退会の場合は、その旨を事務局に届け出なければなりません。

(役員)

第8条 本会には会長、代表幹事、幹事若干名、監査役の各役員を置きます。
役員は総会で選任され、任期は2年で再任を妨げません。

(顧問)

第9条 本会には、顧問を置くことができます。

(総会)

第10条 年1回、通常総会を開催します。

総会では事業計画・報告、予算・決算、会則の変更その他の重要事項を審議決定します。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

(運営)

第12条 本会の運営についての重要事項は、運営委員会にて決定します。
運営委員会は会長、代表幹事、幹事で構成します。

付則 本会則は1989年12月3日より施行する。

付則 本会則は1991年4月1日より施行する。

付則 本会則は1997年5月18日より施行する。

付則 本会則は2004年5月16日より施行する。